

2015年2月12日、安全保障理事会第7380回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンに関する安保理の従前の諸決議および安保理議長声明を想起し、

スーダンのあらゆる所における平和という大義、スーダンの主権、独立、統一および領土保全、並びに決議 1951 (2005) の完全且つ時宜を得た実施に対する安保理の公約を再確認し、そして地域における国家間における善隣、不干渉および協力の原則の重要性を想起し、またスーダン政府が法の支配、国際人権法および国際人道法を尊重して、その領域内のあらゆる住民を保護する主要な責任を負っていることを想起し、

ダルフールにおける暴力と継続した虐待を終わらせる必要性をくり返し表明し、持続可能な和平の探究において紛争の根本原因に十分に対処することの重要性を強調し、そしてダルフール紛争は軍事的には解決できずまた永続的な解決は包括的な政治過程を通してのみ得ることができることを認識し、

アフリカ連合ハイレベル履行パネル (AUHIP) の活動の重要性、ドーハ・ダルフール和平文書の目的および AUHIP の現行の和平取組に基礎を置いている包括的な国民対話に対するスーダン政府の述べられた公約に留意し、そしてその国民対話に資する環境を求め、

政府と武装集団との間の戦闘や共同体間の戦闘を含む、最近の数か月間のダルフールにおける増加した暴力と危険に深い懸念を表明し、そのような暴力が治安状況に悪影響を与えてきたこと、2014 年に見られた国内避難民の数の著しい増加の原因となってきたこと、そして脆弱な一般住民が居住している紛争地区に対する人道的アクセスを制限し続けていることに深い懸念を表明し、そして人道、公平、中立および独立を含む、国際連合人道支援指導原則並びに国際法の関連する諸規定に従った、人道支援機関および要員によるあらゆる地区への安全な、時宜を得たそして妨害のない人道的アクセスを促進することによるものを含んで、ダルフールの人々が直面している緊急の人道危機に対処する非常に重要な必要性を再確認し、

文民、とりわけ女性や子どものような脆弱な集団の構成員に対するあらゆる暴力行為を差し控え、そしてあらゆる人権違反と侵害および国際人道法の違反を終わらせるというあらゆる武装関係者の義務を強調し、またこれらの行為の幾つかは、国際法の下での戦争犯罪若しくは人道に対する罪に相当する可能性があることを更に強調し、

ダルフールにおける非署名武装集団とダルフールの外の集団との間の、とりわけ軍事的な、外部とのつながりについて懸念を表明し、またダルフールにおけるそのような武装集団に対する直接的なまたは間接的な軍事支援を止めることを要求し、そしてスーダンにおける紛争に対する軍事的解決はないことに留意しつつ、スーダン政府の強制的な転覆を目的としたあらゆる武装集団による行動を非難し、

紛争に対する当事者が自制を働かせそして空爆を含む、あらゆる種類の軍事行動を止めることを要求し、

安保理決議 2117 (2013) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じるダルフールにおける平和および安全に対する脅威、そして武力紛争により影響を受けた文民に対するそのような兵器の使用、並びに不発弾により与えられた文民に対する継続的脅威に懸念を表明し、

1591 委員会による事前の承認なしに、ダルフールへの兵器および弾薬の定期的な移動に関与しているスーダン政府のラピッド・サポート・フォース (RSF) を含む、スーダン政府および政府と協力関係にある武装集団による決議 1591 (2005) の継続的違反を憂慮し、

文民に対するあらゆる性的暴力行為、適用可能な国際法に違反した子どもの勧誘と使用、子どもに対する他の違反や侵害および文民に対する無差別攻撃の、これらの問題に関するあらゆる関連する諸決議に沿った、武力紛争の全ての当事者による直ぐのそして完全な停止を要求し、

全体としてのスーダン並びに同地域の安定についてのダルフールにおける現行の暴力の悪影響について安保理の懸念を再確認し、スーダンとチャドとの間の現行の良い関係を歓迎し、そしてスーダンおよび同地域の諸国に対し、ダルフールとより広い地域における平和と安定を達成するため協力し続け

ることを奨励し、

専門家パネルにより報告されたような、特にコール・アベチェ国内避難民（IDP）キャンプにおけるまた北ダルフールのタウェイシャにおける、スーダン政府の治安部隊、その代理人およびスーダン政府に反対するものを含む武装集団により犯された国際人道法違反および人権違反や侵害を憂慮し、

専門家パネルの移動の自由に対する制限を含む、その職務権限遂行中の専門家パネルの活動についてスーダン政府により課された継続的障害および武力紛争地区並びに人権違反および侵害並びに国際人道法違反が報告された地区へのアクセスに関する制限に懸念を表明し、

スーダン政府と専門家パネルとの間の改善された協力を歓迎し、武力紛争の地区へのアクセスと情報を求めるパネルからの要請に同意するというスーダン政府による一層の協力を奨励し、そして派遣団の自由且つ妨害のないアクセスを確保することによるものを含んで、派遣団と十分に協力するというダルフールにおける全ての当事者に対する安保理の呼びかけをくり返し表明し、

専門家パネルによる 2014 年 12 月 12 日の報告書（S/2015/31）を想起し、そしてパネルの勧告を、委員会を通して、更に検討しそして適切な次の措置を審議する安保理の意図を表明し、

国際連合活動およびそのような活動に従事している職員に適用可能なものとしての、特権および免除に関する国際連合憲章の諸規定並びに国際連合の特権および免除に関する条約を尊重する必要性を強調し、

近隣国家並びに地域的および準地域的機構がこれに関連して果たすことができる主要な役割を含む、制裁体制の効果的な実施の極めて重要なことに留意し、そして協力を更に高める取組を奨励し、

決議 1556（2004）、1591（2005）および 1945（2010）に含まれた義務、とりわけ武器および関連物資に関する義務について、スーダン政府を含む、全ての国家、特に同地域の国家の注意を喚起し、

スーダン政府に対し、ダルフールにおける緊急事態を解除すること、表現の自由を認めることおよび誰により行われたものであれ、人権違反および侵害並びに国際人道法違反に対する説明責任を確保す

るため効果的な取組を行うことを含む、全てのその公約を遂行することを求め、

ダルフルールにおける敵対行為、国内避難民（IDPs）を含む一般住民に対する暴力または脅迫が、敵対行為の完全且つ永続的な停止に対する当事者の公約を危険にさらすかまたは損なうこと、そしてDDPDの目的と一致しないであろうことに留意し、

スーダンにおける事態が、同地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. 決議 1591（2005）に基づきもともとは任命されそして諸決議 1651（2005）、1665（2006）、1713（2006）、1779（2007）、1841（2008）、および 1891（2009）、1945（2010）、1982（2011）、2035（2012）、2091（2013）並びに 2138（2014）により以前延長された、専門家パネルの職務権限を 2016 年 3 月 12 日まで延長することを決定し、遅くとも 2016 年 2 月 12 日までに職務権限を再検討しそして更なる延長に関して適切な行動を取る安保理の意図を表明し、また事務総長に対し、可能な限り迅速に、取極に基づくことを含む、必要な行政的措置を講じることを要請する。

2. 専門家パネルに対し、遅くとも 2015 年 8 月 12 日までに決議 1591（2005）の第 3 項(a)に基づいて設立された委員会（以後「同委員会」とする）に対してその活動に関する中間の最新情報をそして遅くとも 2016 年 1 月 15 日までに安保理に対してその調査結果と勧告と共に最終報告書を提出することを要請する。

3. 専門家パネルに対し、パネルの旅行を含む、その活動に関して同委員会に対し三か月毎に最新情報を提供することを要請し、またその職務権限の遂行に遭遇した何らかの障害並びに制裁体制の何れかの部分の違反が、直ちに報告されることを要請する。

4. 専門家パネルに対し、決議 1945（2010）の第 10 項の実施および有効性について、第 3 項で特定された時間的枠組の中で、報告することを要請する。

5. ダルフールにおける平和と安定を促進する、ダルフールにおける国際連合／アフリカ連合同ミッション (UNAMID)、国際連合事務総長、スーダンに関するアフリカ連合ハイレベル履行パネル (AUHIP)、共同特別代表、および地域の指導者達の取組に対する安保理の支持をくり返し表明する。

武器禁輸

6. 訓練、財政的または他の援助を含む技術援助および支援のスーダンへの直接的な若しくは間接的な供給、販売または譲渡並びに予備部品、兵器体系および関連物資の提供が、パネルにより特定された航空機を含む、諸決議 1556 (2005) および 1591 (2005) に違反して用いられている軍用機を支援するためにスーダン政府により用いられ得ることに安保理の懸念を表明し、全ての国家に対し、決議 1591 (2005) に含まれた措置に照らしてこの危険に注意を喚起することを促す。

7. ダルフール地域への軍用装備および用品の移動について同委員会に事前の承認を求めるという要件を含む、決議 1591 (2005) の下でのスーダン政府の義務を想起する。

8. スーダン政府に対し、同地域の不安定の原因ともなっている、ダルフールにおける小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対処することを求め、そして小型武器の安全且つ効果的な管理、貯蔵兵器およびその貯蔵の安全および余剰の、押収された、印のないまたは違法に所持された兵器および弾薬の収集および／または破壊を確保することを進める。

9. 特定の品目が軍事目的のために変えられそしてダルフールに移送され続けていることに安保理の懸念を表明し、そして全ての国家に対し、決議 1591 (2005) に含まれた措置に照らしてこの危険に注意を喚起することを促す。

実施

10. 決議 1556 (2004) の第7および8項並びに決議 1591 (2005) の第7項に含まれ、決議 1945 (2010) の第9項および決議 2035 (2012) の第4項で更新された措置の違反が続いていることを非難し、そして同委員会に対し、その職務権限および指針に従って、国家がそのような違反またはこれらの措置の違反のなんらかの行為を促進していると信じる合理的な理由を提供している信頼に足る情報が

あると委員会がみなす加盟国と可及的速やかに協議することを指示する。

11. 指定された個人についての渡航禁止および資産凍結が全ての加盟国により実施されていないことに安保理の懸念を表明し、パネルに対し、可及的速やかに渡航禁止および資産凍結の可能性のある違反に関する何らかの情報を同委員会と共有することを要請し、そして同委員会に対し、全ての関連する当事者と直接関与していることによるものを含む、決議 1591 (2005) の第 3 項および決議 1672 (2006) の加盟国による違反のどんな報告にも、効果的に対応することを指示する。

12. 全ての国家、とりわけ同地域の国家が、決議 1951 (2005) の第 3 項に従って、同委員会により指定された全ての個人の自国領域への入国または通過を防止するため必要な措置を講じるものとするをくり返し表明し、そしてスーダン政府に対し、これに関連して他国との協力および情報共有を強化することを求める。

13. 全ての国家、とりわけ同地域の国家に対して、対象を特定した措置を課することを含んで、決議 1591 (2005) と 1556 (2004) により課された措置を実施するためにとった行動について同委員会に報告することを促す。

14. 中間の更新の後で、完全な実施を確保する目的で、決議 1591 (2004) と 1945 (2010) で課した措置の完全且つ効果的な実施に対する障害を含む、実施の状態を再検討する、
安保理の意図を表明する。

15. スーダン政府の幾人かの個人およびダルフルの武装集団が、文民に対する暴力を犯し続け、和平プロセスを妨害し、そして安保理の要求を無視していることを遺憾に思い、決議 1591 (2005) の第 3 項(c)の一覧表掲載基準を満たしている個人および団体に対する対象を特定した制裁を課す安保理の意図を表明し、また専門家パネルに対し、アフリカ連合／国際連合同仲介と調整して、一覧表掲載基準を満たすであろう個人、集団または団体の名前を適切な場合には同委員会に提供することを奨励する。

16. UNAMID に対する攻撃を憂慮しそしてスーダン政府に対し、専門家パネルの 2014 年最終報告書の所見を考慮しつつ、迅速に調査しそして実行者を訴追することを求め、そして殺害された者の政

府および家族に対する安保理の深い弔意を再確認する。

17. 文民および文民の物を危険な状態に置くやり方で、武力紛争から生じる危険から軍事的有利を得るために、スーダン政府に反対しているものを含む武装集団による、民間の設立物、特に国内避難民のためのキャンプの使用を非難する。

18. 専門家パネルに対し、ダルフールにおける UNAMID 要員に対する攻撃における武装した、軍事的なまた政治的な集団の資金調達と役割を調査し続けることを要請する。

19. そのような攻撃を計画し、支援または参加する個人や団体は、ダルフールにおける安定に対する脅威を構成しそしてそれ故決議 1591 (2005) の第3項(c)に規定された指定基準を満たす可能性があることを想起し、そしてそのような攻撃を計画し、支援または参加する個人や団体について対象を特定した制裁を課す安保理の意図を表明する。

協力

20. スーダン政府が、専門家パネルの職務権限期間中のその全ての構成員に対する数次入国査証の時宜を得た発行によるものおよび当該パネル構成員に対するダルフール旅行許可の要件を放棄することによるものを含んで、専門家パネルの活動に課した全ての規制、制限および官僚的な障害を取り除き、そしてパネルとの協力および情報共有を強化しまたダルフールの全てへのパネルの自由で拘束を受けないアクセスを認めることを主張する。

21. 新しい移送により影響を受けたものを含む、ダルフールの様々な部分における文民を保護するために導入する措置そしてまた平和維持および人道支援要員に対する攻撃について実施された調査および果たされた説明責任を含む、文民の不法な殺害および他の人権違反と侵害並びに国際人道法違反に対して実施された調査および果たされた説明責任措置、東部ジェベル・マラのような地区および特に専門家パネル、UNAMID 並びに人道機関および要員がアクセスを拒否されてきた北部ダルフールのそれらの地区における一般住民の状況、および国際人道法を含む国際法、並びに人道、公平、中立および独立を含む、人道援助の国際連合指導原則に従った、これらの地区への人道援助のための時宜を得た、安全なそして妨害のないアクセスを許すためにとられた措置についての同委員会の要請にスーダン政府

が反応することを促す。

22. パネルの報告書を利用したまた他のフォーラムで行われた作業を利用した、委員会の活動を歓迎し、そして全ての国家、関連する国際連合機関、アフリカ連合および他の関係当事者に対し、同委員会および専門家パネルと十分に、とりわけ決議 1591 (2005)、決議 1556 (2004) および決議 1945 (2010) により課された措置の実施について任意で何らかの情報を供給することにより、協力することまた要請された情報に時宜を得た対応を提供することを促す。

23. 専門家パネルに対し、ダルフルールにおける国際連合／アフリカ連合同ミッション (UNAMID) の活動と、ダルフルールにおける政治的過程を促進する国際的な取組と、そしてその職務権限の実施に関連した場合、安全保障理事会により設立された他の専門家のパネルやグループと適切な場合にはその活動を調整し続けることを要請する。

24. 専門家パネルに対し、決議 1556 (2005) の第 7 および 8 項、決議 1591 (2005) の第 7 項そして決議 1945 (2010) の第 10 項により課された措置の全ての当事者による違反を削減することに向けた進展、並びに政治過程に対する障害、ダルフルールおよび同地域における安定に対する脅威を取り除くことに向けた進展、一般住民に対する攻撃、性的およびジェンダーに基づく暴力並びに子どもに対する違反や侵害並びに上記諸決議の他の違反に関与したものを含む、国際人道法違反または人権違反若しくは侵害をその中間の最新情報および最終報告書で評価すること、並びに決議 1591 の第 3 項(c)の一覧表掲載基準を満たす個人や団体に関する情報を同委員会に提供することを要請する。

制裁委員会

25. 措置の実施を議論する同委員会と会合するため当該国家の代表を招待することによるものを含む、関係加盟国、とりわけ同地域の加盟国との対話を奨励する同委員会の職務権限を再確認しそして同委員会に対し UNAMID とのその対話を続けることを更に奨励する。

26. 本決議に規定された措置の完全な実施を確保するため、必要に応じて、関係加盟国との定期的な協議を持つことの重要性を強調する。

27. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。